

日教組香川  
2022.7



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F  
TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtukagawa@circus.ocn.ne.jp](mailto:jtukagawa@circus.ocn.ne.jp)  
(4月から変更します)

発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

# Let's go vote

## 選挙に行こう!

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

HP



Instagram



Facebook



## 6.3 県教委交渉 一人ひとりの教職員を 大切にすると人事行政を

6月3日(金)、日教組香川は、香川県教育委員会と勤務条件改善等に関して交渉を行いました。参加は嶋村執行委員長他3名、県教委からは工代教育長他16名が出席しました。

今回は、「一人ひとりの教職員を大切にすると人事行政を」をテーマに、長時間労働解消、希望を尊重した人事異動、職場復帰プログラムの個別対応、ハラメントが起こった後の迅速な対応等について交渉を行いました。

### 教員の賃金水準は、全国中位あたり

日教組香川「教職員の賃金水準の引き上げを行うとともに、今後も賃金カットを行わないように努力すること。また、賃金の決定にあたっては、教職員団体と十分な協議を行うこと。さらに、公務・学校現場になじまない能力・実績主義に基づく賃金・処遇への反映は拙速に行わないこと」

県教委「人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。給与に関する協議についても適切に対応したいと考えている。なお、同勧告を踏まえ、昇給及び勤勉手当に勤務実績を反映させているところである」

日教組香川「教員の賃金水準は、全国中位あたりと理解しているか」

県教委「おおむね中位で理解している」

### 学校事務と行政職に格差がないように

日教組香川「学校事務職員等、行政職の賃金水準は、全国低位と理解しているか」

県教委「学校事務職員は、行政職と同じなので低い状況であると理解している」

日教組香川「知事部局の行政職と同等の改善を行うとは確認してきた。しかし、現場は格差を感じている。それも含め学校事務職員等への独自改善を行うことはできないか」

県教委「行政職と同じ改善をしていきたい」

日教組香川「学校事務と行政職に格差がないように要望したい」

県教委「そうしていきたいと考えている」

### 定年延長問題は労使協議していきたい

日教組香川「定年延長に関して、9月県議会で条例改正案が提出されると聞いている。それまでの労使協議はあるのか」

県教委「条例も提案時期についてここでは言えないが、労使協議はしていきたい」

日教組香川「定年制延長に伴い、定年での退職者数が全くない場合も出てくると想定される。採用計画は検討しているのか」

県教委「採用計画は検討中である」

### 人事異動については公平・公正に実施

日教組香川「人事異動は教職員の重大な勤務条件の変更であることを確認し、その生活と権利を保障すること。その



手交する嶋村日教組香川執行委員長と工代県教育長

ため、本人の希望を十分に尊重するため、全教職員に対して管理訪問を行うこと」

県教委「人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。原則として、同一校勤務3年以上の者を人事異動の対象としており、人事面談もそれにあわせて原則3年以上の者としているが、特別に希望する場合はこの限りではない」

日教組香川「今回、広域異動者160名に緊急アンケートを行った。まだ返信は18名だが、そのうち6名は希望通りでない、希望と全く違っていたと回答があった。当然希望通りにいかないことは分かるが、だからこそそろそろ香川の人事異動システムを変えてはどうか。全国的には、内示があり、苦情相談があり、正式発表という県が多いと聞いている。苦情処理の機関をつくる必要があるのではないかとこのことを要望しておく」（6面に関連記事）

### 勤務時間の虚偽記載・改ざんは処分の対象に

日教組香川「ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握を全ての市区町村教育委員会が実施に至るよう、引き続き、実施状況をフォローアップすること」

県教委「ICTの活用やタイムカードなどによる客観的な在校等時間の把握を全ての市町教育委員会が実施していると認識している」

日教組香川「働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表に努めること」

県教委「「学校における働き方改革の推進」を盛り込んだ教育基本計画を県のHPに掲載するとともに、働き方改革に関する優れた取組事例等について教職員等への周知に努めているところである。働き方改革に係る取組や在校等時間の状況の公表については、市町教育委員会が判断すべきものであると考えているが、県教育委員会として把握した働き方改革推進の全体的な状況については、市町教育委員会に積極的に情報を発信し、取組を活性化したいと考えている」

日教組香川「現在各学校が担っている業務や今後発生する業務について、教師が専門性を発揮できる業務であるか否か、児童生徒等の生命・安全に関わる業務であるか否かといった観点から、中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って、その業務を

仕分けること」

県教委「学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化については、市町教育委員会、校長が行うべきものであるが、県教育委員会としては、文部科学省の通知等に基づき、業務の適正化等に向け、市町教育委員会に周知・指導を行っているところである・教員の業務支援を行う教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）や部活動指導員を配置する市町に対する補助や、教育活動支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等の派遣について拡充を図っているところである」

日教組香川「部活動に係る教師の負担を軽減することは喫緊の課題であることから、特に市区町村教育委員会においては、部活動指導員の一層の配置促進を図ること」

県教委「スポーツ庁では、部活動を地域へ移行する方針を示した。県教育委員会として、昨年度から国の研究事業を活用し、本県における課題の把握に努め、今後の方策に生かすとともに、モデル地域の取組みを県内に普及するなどして、部活動の地域移行に向けた県の方針を検討したいと考えている。部活動指導員については、今後とも、市町教育委員会や学校、関係機関と連携を図りながら配置を促進し、学校における教育活動の充実に努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい」

日教組香川「改めて、教職員の働き方改革プランの最終目標は、時間外勤務0時間でいいか」

県教委「そうだ」

日教組香川「データの虚偽記載・改ざんに関して、文科省は『万が一、校長などが虚偽の記録を残させるようなことがあった場合については、状況によっては信用失墜行為として処分の対象にもなりうる』と回答している。県教委としてもその認識でいいか」

県教委「その通りだ」

日教組香川「学校現場からは、教職員自らが、虚偽記録をしているという報告も受けている。文科省の勤務実態調査が8、10、11月と行われるが、虚偽記録されたデータは、信頼性を失うこととなる。虚偽記録しないよう十分に指導してもらいたい」

県教委「勤務時間の虚偽の報告は、あってはならないことだ。自ら短めの記録にしてはならない。また管理職が指導すべきことだ。市町教委、校長会に適切な対応をお願いする」

日教組香川「1月の交渉で『個々の勤務時間を把握するのは、教職員のサービスを監督する市町教育委員会である。働き方改革を推進するに当たり、県としても、まずは全体の状況把握に努めたい』とあった。昨年度のデータはいつ公表できるのか」

県教委「勤務時間の公表に準備していきたい」

### 「みんなですすめる人権・同和教育」の活用を

日教組香川「「みんなですすめる人権・同和教育」（改訂版）を校内研修等で活用するよう周知・徹底し、人権・同和教育の充実にさらに進めること」

県教委「「みんなですすめる人権・同和教育」の改訂版は、令和3年4月に公立小・中学校・高等学校・特別支援学校の全教職員へ配布した。個人持ち資料として保有し、異動

の際は持参していただきたい。令和4年度以降についても、初任者研修会にて全初任者へ配布し、県内すべての教職員が持てるようにしていく。8月に開催予定の「人権・同和教育主任夏期研修会」や指導主事を学校等へ派遣する「人権・同和教育出前講座」等、様々な機会をとらえて「みんなですすめる人権・同和教育」の積極的な活用について伝えていく予定である。「みんなですすめる人権・同和教育」と併せて、人権・同和教育問題学習の授業づくりを詳しく説明した「人権・同和教育問題学習リーフレット」も作成・配布した。多様な活用ができるように、県教委のホームページにも掲載している。昨年度配布した2つの資料に加え、今年度4月に小学6年保護者用に配布したリーフレット「子どもの笑顔とともに」等、様々な資料や手法を使いながら、引き続き本県の人権・同和教育の充実に力を入れていきたい」

日教組香川「部落問題学習が十分になされているのか疑問である。小学校で研究授業をしていない学校も多くなったと聞く」

県教委「授業研修で対応していきたい」

### インクルーシブ教育システムの構築に向けて

日教組香川「すべての子どもや保護者のニーズにあった「インクルーシブ教育」を推進すること。その方策の一つとして、小・中学校と特別支援学校との人事交流を積極的に行うこと」

県教委「すべての小・中学校、高校では、校内委員会を中心とした全校的な教育支援体制の整備が図られており、また、校内委員会等の場において、一人一人の障害の状態や教育的ニーズを踏まえた合理的配慮や関係機関と連携した切れ目のない支援について検討がなされるなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実に取り組んでいるところである。人事交流については、管理運営事項である」

日教組香川「2019年3月県議会で、高田県議の質問に対する教育長答弁の再度確認をお願いしたい」（※4面参照）

### 県の活性化に貢献できる意欲あふれる人材を公募する

日教組香川「学校事務職員への権限移譲を進め、学校事務職員の拡充や職務の明確化、統一システムによる標準化・効率化を行うこと」

県教委「学校事務職員への権限移譲及び職務の明確化については、平成30年3月に通知した「公立小・中学校事務職員の職務内容について」及び令和2年7月に通知した「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について」において、標準的職務内容を示すとともに、各市町においても事務職員に関する規定の見直しと、校務運営への参画の一層の拡大をお願いしている。統一システムについては、市町で導入可能なシステムの研究を進めたい」

日教組香川「学校



県教委

事務職員の賃金に関して、知事部局の一般行政職と格差があることから、均一に運用改善をし、格差をなくすこと」  
**県教委**「学校事務職員の給与制度については、知事部局との均衡を基本として運用している」

**日教組香川**「学校事務職員のキャリアアップを目的とした、研修・昇給昇格制度を確立すること」

**県教委**「事務職員のキャリアアップについては、令和4年3月に、香川県市町立小中学校事務職員人材育成方針を策定し、計画的な研修を実施することとしている」

**日教組香川**「学校事務職員において、30歳以上の臨時・非常勤学校事務職員に、正規職員への道を開くこと」

**県教委**「県教育委員会では、令和4年度香川県職員等（職務経験者型）採用選考試験（令和5年度採用）において、新たに学校事務区分を設け、3名程度の採用を予定している。地方創生の取組みが進む中、民間企業や公的機関等で活躍した経験を持ち、その経験で培った豊かな感性や柔軟な発想力を活かし、県の活性化に貢献できる意欲あふれる人材を公募することとしている」

**日教組香川**「香川県職員（職務経験者型）採用選考試験の区分に学校事務が入り、要望が実現した。感謝したい」

## 非常勤職員、給与面で一定の処遇改善が図られたものと認識

**日教組香川**「現在の学校教育に不可欠な臨時・非常勤教職員が、不安定な雇用状況にあることを認識し、継続的な任用に努力すること。また、学校現場に必要な配置ができるよう、さらに雇用条件の改善を行うこと」

**県教委**「臨時・非常勤講師については、任用期間終了後、すみやかに次の配置を行い、円滑に継続して雇用をしている。臨時・非常勤講師本人の希望をていねいに聴取し、本人の状況に合わせて適切な配置をしている。常勤講師の雇用条件、とりわけ給与面については、財政部局との協議が整い、令和2年度から初任給の上限を段階的に廃止するなどの改善を行ったところであり、今後も本県の財政状況を踏まえつつ、他の都道府県の動向等にも留意しながら検討してまいりたい。令和2年度から導入した会計年度任用制度では、非常勤職員に地域手当や期末手当などの諸手当を支給することとしており、給与面で一定の処遇改善が図られたものと認識している。

## 教職員のプライバシーに十分配慮するよう周知

**日教組香川**「長期間の不妊治療が可能となるようさらに休暇を延長し、1年間とすること。また、職場で不妊治療をしている教職員に対して、十分な配慮をするよう、市町教育委員会や校長を指導すること」

**県教委**「人事委員会勧告（報告）の趣旨を踏まえ、令和4年1月1日から不妊治療休暇の取得可能日数を年6日間から年10日間に拡充したところである。不妊症の治療について、相談があったことや相談内容について、養護教諭等を窓口とするなど休暇申請に係る管理職への事前相談についても教職員のプライバシーに十分配慮するよう周知している」

## 職場復帰プログラムの実施方法等について個別に検討

**日教組香川**「精神疾患による病気休職者も増加している中、その対応に関して、管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。さらに、復職にあたっては、個別の案件をふまえること。その上で、復帰支援プログラムが勤務校での実施が無理な場合、勤務校以外で行えるようにするなど休職者に寄り添った柔軟な対応をする内容に変更すること」

**県教委**「職場復帰プログラムは、原則として休職者が所属する職場において行うこととしている。特別な事情については、プログラムの実施方法等について個別に検討することとする」

## ハラスメントは初動対応が大事

**日教組香川**「学校現場でのハラスメントが起こらないように、また起こった後迅速に解決できるよう管理職や市町教育委員会への研修等を充実させること。さらに、県教委として安心・安全に働ける職場になるように改善方を指導すること」

**県教委**「県教育センターで実施する教職員研修において、ハラスメントの防止に関しては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、20年経験者研修の講話・演習「教育法規」の中で、「体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止等」として扱っている。また、職務研修においては、新任教頭研修会の講話「新任教頭に期待する」の中で、ハラスメント問題全体について扱っている。県教育センターのオンライン研修サイトにおいて、研修教材「ハラスメントのない快適な職場づくり（香川県教育委員会）」を掲載している。ハラスメントに関する問題が生じた場合は、管理職等の管理監督者が、市町教委との連携のもと、調査を含め適切に対応していると認識している。また、県教委は、これまでもハラスメントに関する調査が報告されれば、適切な対応をするよう努めてきた。いずれにしても、ハラスメントは初動対応が大事であり、まずは管理監督者が適切に対応するよう、引き続き指導してまいりたい」

## ソフト面の改革を市町教委と検討していきたい

**教育長**「働き方改革には、ハード面とソフト面がある。教員が増えれば助かる部分はあるが、管理職が替われば楽になる面もある、旧来ではいけない。意識改革が必要だ。ソフト面の改革を市町教委と検討していきたい」

### ※2019年3月県議会教育長答弁

小中学校の教員を特別支援学校に人事交流させることについては、交流によって小中学校教員の特別支援教育に関する専門性を高めることができ、小中学校に戻った際に、所属する学校の特別支援教育の重要な担い手となることや、他の教員への波及効果が期待されることから、これまで本人の希望等も考慮しながら行ってきたところです。

県教育委員会といたしましては、今後とも特別支援教育に関する理解の促進と専門性の向上の観点を踏まえ、小中学校と特別支援学校との人事交流を進めてまいりたいと考えております。

## 日教組、文科省に要請

# 「教員勤務実態調査」 精確な勤務実態把握を求める

日教組は6月17日、文部科学省に教員勤務実態調査の実施にあたって、教員勤務実態調査に係る要請書を提出し、教員の精確な勤務時間把握を求めました。

なお、文科省からは、後藤教至初等中等教育局企画官他2名。日教組からは、丹野久書記次長他2名が出席しました。

改正給特法「指針」にもとづく在校等時間の原則を徹底し、精確な実態把握をすること。

日教組「在校等時間は、「指針」にある通り、出勤から退勤まで、出張もすべて含まれることを再度現場に周知してほしい。現場からは、未だ限定4項目に限る、命令のあるものに限る、などとする管理職がいることが報告されている」

後藤企画官「「指針」で示している通りである。8月、10月、11月に予定している勤務実態調査では、連続する7日間（土日も入る）在校等時間以外も含めて把握をする仕組みにしたいと考えている」

虚偽記載や改ざん等の違法な実態については、信用失墜行為として処分するよう、改めて教育委員会に適切に指導すること。

日教組「長時間になるから（在校等時間を）減らして」と暗に勧める時短ハラスメントが横行し、持ち帰り業務が増加しているという報告がある。管理職がある一定の時間で打刻するとの実態も報告されている。ある程度の時間から自己研鑽の時間として在校等時間を含めない実態もある。明確な違法行為であることについて周知を強化していただきたい」

文科省「報道等があったことは承知している。学校の働き方改革を進めるためには、在校等時間の現状をきちんと把握することが重要であり、スタートラインである。まずは、客観的な方法での把握が第一歩で、虚偽の記録を残すことではきちんとした把握とはならず、指針において虚偽の記録を残すことはあってはならないことを示し、さらにQ&Aにおいては、校長等が虚偽の記録を残させるようなことがあった場合には「信用失墜行為」として懲戒処分等の対象となりうることも示している。勤務時間記録の書き換えや虚偽の報告があってはならないことについて、4月末に各都道府県等の教育委員会に対して改めて周知している」



要請書を手交する文科省後藤企画官(左)と日教組丹野書記次長

精確な現場実態を把握してほしい。そのためには記録方法の改善が必要である」

後藤企画官「今回の調査では前回調査と同様、休憩時間については分単位で把握する仕組みとしたいと考えている」  
時間外在校等時間の延長としての持ち帰り業務の時間についても、実態を把握すること。

※時間外在校等時間の延長として、持ち帰り業務時間についても調査する。(前回確認済)

教育委員会の指示にもとづくオンデマンド研修については、出張等と同様に業務であることから、在校等時間としてカウントすることを周知徹底すること。

日教組「オンデマンド研修のYouTube配信は受講後の報告を求められることなどから命令であり、受講の時間は裁量できるが、業務としての在校等時間であることの共通認識を。教育委員会が行う研修は職務として行う研修であることは、第208国会での文科大臣答弁でも確認されている。現場への再周知を」

後藤企画官「教委の指示により職務として行っている研修については、自宅も含め校外からテレワークによりオンデマンド研修に参加する場合についても、指針で定義している在校等時間に含まれる。本年度の勤務実態調査では、平成28年度と同様、このような研修に要した時間も調査する方向で考えている」

休日出勤、部活動指導については、時間外在校等時間としてすべて記録することを周知徹底すること。

日教組「休日出勤を管理職が“目視していない、命じていないので認めない”休日の部活動は”手当てが支給されているのだから除外”としている実態がある。休日の勤務、部活動もきちんと含めたものとしていただきたい」

後藤企画官「休日の勤務も部活動もきちんと含んだものとしないと正しい実態調査とならない。調査期間は連続する7日間としており、土日も入るという設定にしている。部活動を行っている時間、休日の勤務についても把握したいと考えている」

休憩時間の取得状況については、実際に休憩できた時間を分単位で把握できるよう改善すること。

日教組「前回調査は30分となっていた。現場では10分すら取れないのが現状である。まして在校等時間から機械的に45分を引くことでは正確な実態調査とはならないことについて共通認識いただきたい。

## 公務労協、人事院四国事務局交渉

6月20日(月)、香川県公務公共サービス労働組合協議会(略称「香川県公務労協」、県内の日教組、自治労、全水道、全農林、四国国税、全財務、林野労組、国交労組、政労連が集まる協議会)は、高松サンポート合同庁舎で、人事院四国事務局と交渉を行いました。

大熊香川公務労協議長と高石人事院四国事務局総務課長との手交の後、大熊議長から、「公務公共サービスの充

実が叫ばれている中、過重労働が収まっていない現状があり、公務の特殊性も鑑み人材不足に陥っている。さらに、定年引き上げ、勤務時間インターバル、会計年度任用職員と正規職員との格差等、課題が山積している」と挨拶がありました。

日教組香川を代表して出席した嶋村委員長からは、学校現場では適切な勤務時間管理の確保が徹底されていない現状や、県人事委員会が県立学校事務

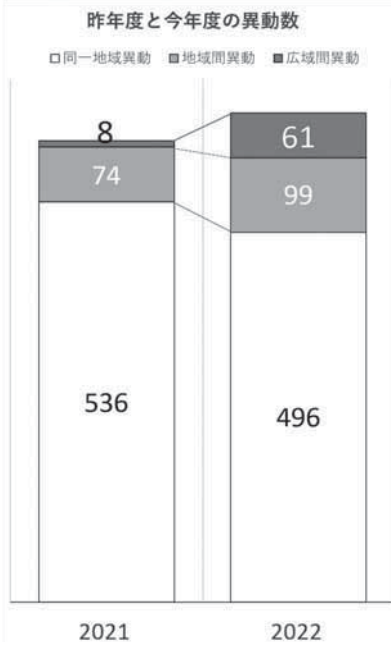
職員の超過勤務時間だけで、全教職員の在校等時間の報告をしていた問題を提起しました。

高石吉田人事院四国事務局総務課長からは、「人事院は長時間労働の是正に向けて各府省への助言や指導等を行う「勤務時間調査・指導室」を令和4年4月に設置した。そこで、勤務時間の把握と指導をし、その国の動きが県に反映されれば良いと考えている」とコメントがありました。

なお、香川県公務労協は、7月22日(金)、総合福祉センターで、総会を開催する予定になっています。

# 広域人事異動者緊急アンケート中間集計報告 全く希望と違っていた 33.3%

日教組香川は、この春、人事異動広域交流教員を対象に緊急アンケートを行いました。その中間集計結果をお知らせします。



日教組香川は、今年度の人事異動での広域交流者を調べてみました。

(グラフ参照。①地域間異動とは6地域間での異動。②広域間異動とは特に東部管内と西部管内の間での異動。小・中学校人事異動速報より日教組香川調べ。尚、管理職の異動は集計には含みません)

グラフを見ても分かるように地域間(広域間含む)異動は昨年度82人に比べ160人と2倍近くに増えていきます。(管外異動は7.5倍以上に)

そこで広域交流のあった教員を対象にアンケートを行いました。(アンケート総数160、6/23現在の回答数22)

いただいた回答から分かることは、全く希望と違っていた異動は6人/21人、28.6%となりました。

いただいた回答から、全く希望と違っていた異動は7人/21人、33.3%となっています。

希望外での広域交流について肯定的(勉強になる等)に捉えている教員もいますが、通勤時間が長くなるなど負担の大きさを何人の方が感じています。

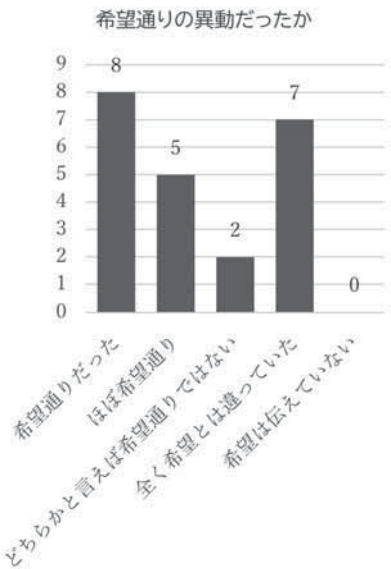
また、希望との違いについて、面接の意味に疑問をもったり、地域間のやり方があまりにも違うので広域交流を否定したりする意見もありました。

そんな中、希望外の異動から心身が不調になり、病休をとらざるを得なくなった方や、不妊治療が中断し、退職を考えざるを得なくなるような方がいらっしゃいました。

このような実態を県教委はどの程度把握しているのでしょうか。委員会は異動の結果に対しての責任があるはずですが。教職員不足、職場環境のブラック化など、教育業界の課題が大きな社会問題化している中、現場の教職員のケアが最も重要であるという認識をもつべきです。

日教組香川は、6月4日の県教委交渉で、アンケート中間結果を報告しました。(2面参照)今後もアンケート最終結果もとに、県教委と交渉していきます。

人事異動のこと、勤務のこと、その他相談があれば、いつでも日教組香川まで。共に働きやすい環境を求めていきましょう。



気もちよく安心して働けていますか?

## 電話相談会

人事異動後相談もしています



2022年7月21日(木) 18:30~20:00

パウハラ、セクハラ、マタハラなど、職場の人間関係で気になることなど、お気軽にご相談ください。日教組香川役員、臨床心理士が対応させていただきます!!

新型コロナウイルス感染症対策のため、JTU-カフェは当分お休みさせていただきます

フリーダイヤル : 0120-27-5925

# 授業で使える小技や小ねた

石原清貴(元小学校教員)

## <比の値って何?>

子ども達が比の勉強で躓くのが比の値です。比の値とは何なのか?何のために必要なのか?なぜ前項÷後項なのか?分らないことだらけです。しかし、倍と比の関係がしっかりと分っていると比の値も難しくありません。そもそも比の値は基本的には2組の比が同じ比であるのかどうかを判定するために求めるそれぞれの比の倍関係のことです。例えば12 : 15と20 : 25が同じ比であるかどうかは比の値(倍)を求めると判断がつかます。12÷15=4/5で、20÷25=4/5となり同じ比である事が分ります。12 : 15=4/5 20 : 25=4/5 2 : 15=20 : 25

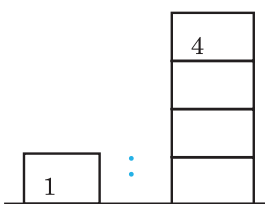
それにしてもどうして前項÷後項なのでしょう?後項÷前項であってもよさそうに思えます。これには理由があります。実は比の記号:(コロン)が割算記号でもあるからです。私たちは割算記号に÷を使いますがフランスやドイツでは:を割算記号としています。どうやらニュートン(英)が割算記号を÷にし、ライプニッツ(仏)が:(コロン)に決めたことと関係しているようです。つまり20 : 25は比であると同時に割算式でもあるのです。そして、その割算の答えが比の値と呼ばれているわけです。いずれにせよ、比の値は後項を1とした時の前項の値という風に理解してもらおうようにしてください。

## ☆家庭で出来る比の勉強

カルピスの製品の中で「5倍に薄めて飲むカルピス」という商品があります。この商品は原液そのものを商品として販売しています。そして5倍に薄めて飲むというフレーズが商品名になっています。5倍に薄めるというのは原液に水を足してカルピス水を作って飲むわけです。さて、5倍に薄めるとは原液1カップ(30cc)に対して水は何カップ入るといいのでしょうか?5倍とあるから原液1カップに対して水5カップの割合で薄めるといいのでしょうか?それとも原液1カップに対して水4カップの割合で薄めるといいのでしょうか?

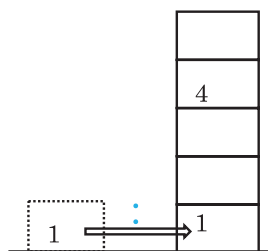
実際にお子さんと2つの濃さのカルピスを作りどちらがおいしいのか比べるといいかもしれません。ちょうどいい感じなのが1 : 4割合です。実は5倍に薄める時の原液と水の比は1 : 4です。どうしてそれで5倍と言うのでしょうか?次の図を見てください

<原液と水の比>



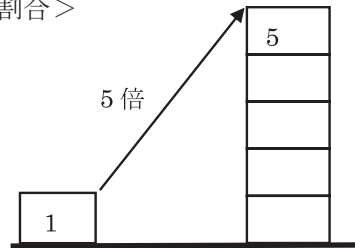
原液 1 : 水 4

<カルピス水になると>



原液 1 + 水 4 = カルピス水 5

## <原液 1 に対するカルピス水の割合>



原液 1 × 5 = カルピス水 5



石原清貴氏

原液 1 に対する水の量は4です。この比 1 : 4 を倍で表すと水は原液の4倍となって5倍にはなりません。薄めるのであれば 1 : 5 でないとおかしいという意見が出るかもしれません。実は5倍に薄めるといのは原液とカルピス水との割合であり、原液と水の割合の事ではありません。比は単純な2量の比較ですが5倍に薄めるといのは難しい言葉で言うと希釈倍率といい、原液と水溶液の割合のことなのです。

さて、原液 1 : 水 4 の割合でカルピス混ぜるとおいしいカルピス水が出来る事が分ると、今度は原液を40ccすると水は何ccにするかというのを考えてもらいます。この問題は次のように表します。1 : 4 = 40 : □ という式

$$1 : 4 = 40 : \square$$

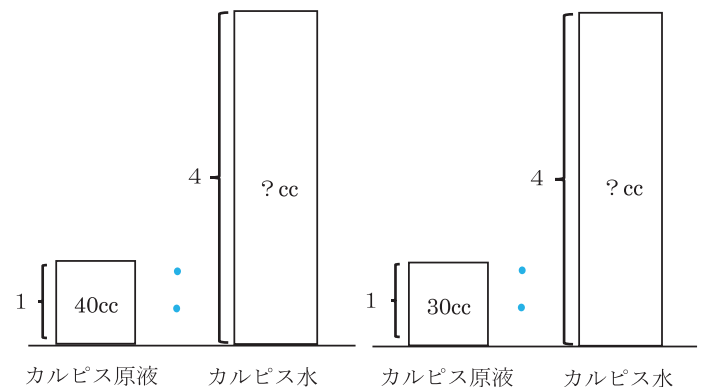
(比例式) に表す事を教えます。小学校ではこの答えはそれぞれを倍・倍する方式で教えます。

1	:	4	=	40	:	□
↓ × 40		↓ × 40				
= 40				:		□

・ 1 を40とするので1を40倍します。同じように4も40倍すると 4 × 40 で160となります。

しかし、算数の苦手なこの中には2つの比をイーコルでつなぐ意味が理解できない子がいます。そういった子には等しい比を下に書いた方が分りよいです。その後から比例式にすると分ります。できれば次のような図を用意しておいて等しい比の勉強を進めることをおすすめします。

しかし、算数の苦手なこの中には2つの比をイーコルでつなぐ意味が理解できない子がいます。そういった子には等しい比を下に書いた方が分りよいです。その後から比例式にすると分ります。できれば次のような図を用意しておいて等しい比の勉強を進めることをおすすめします。



カルピス原液 40cc カルピス水 30cc

7月10日

# 今さら聞けない!? 参議院選挙の仕組み



参議院選挙には、選挙区選挙と比例代表選挙があることを知っていますか?  
投票に行く前に、その仕組みを理解しておきましょう。

## 参議院議員の任期・定数

任期	6年 (3年に1度、定数の半数を改選)
定数	248 (選挙区148/比例代表100)

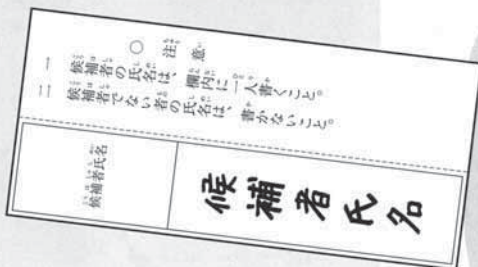
## 1回の選挙あたりの改選数124

選挙区 74 比例代表 50

選挙運動期間 公示から投票日の前日までの期間で少なくとも17日間

## 選挙区選挙

1枚目の投票用紙 各都道府県選挙区の候補者氏名を記入。



選挙区 基本的に各都道府県を1選挙区として実施 (鳥取県・島根県、徳島県・高知県は、2県で1つの選挙区)

定数 74  
各選挙区で1~6の定数  
※補選等との同時実施により定数が変更となる場合があります。

結果 各選挙区の定数にあわせて、得票数の最も多い候補者が決ら順次当選者が決まる。

北海道 3

青森 1

秋田 1 岩手 1

山形 1 宮城 1

富山 1 新潟 1 福島 1

群馬 1 栃木 1 茨城 2

山梨 1 埼玉 4 千葉 3

東京 6 神奈川 4

静岡 2 愛知 4

三重 1 奈良 1 和歌山 1

大阪 4

鳥取 1 島根 1 兵庫 3

山口 1 岡山 1 香川 1

徳島 1 高知 1

福岡 3 大分 1 宮崎 1

熊本 1 鹿児島 1

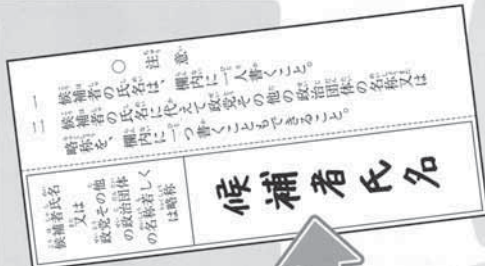
佐賀 1 長崎 1 沖縄 1

## 比例代表選挙

2枚目の投票用紙 候補者氏名または政党名(政治団体名)を記入。

選挙区 全国を1つの単位として実施  
定数 50

結果 ①候補者氏名と政党名の投票を合算した得票数に応じて各政党に議席数を配分  
②各政党に配分された議席数の中で、得票数の最も多かった候補者から順次当選者を決定  
※2018年7月の改正公職選挙法により、政党が優先的に当選する候補者をあらかじめ定める「特定枠」が設けられました。



比例代表選挙では... 私たちの声を国政に届けるためには、働く者・生活者の立場に立つ「候補者氏名」を書きことが大事です!

